



# 山形県公報

令和3年5月14日(金)  
第204号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……509
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(同) ……510
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……511

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(下水道課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育庁) ……513
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日   |
|-----------------------------------|----------------------------|-------------|-----|---------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市大字鳥越483番地6 | あとリエ・くれよん<br>新庄市大字鳥越483番地6 | 生活介護        | 10名 | 令和3.5.6 |

#### 山形県告示第444号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
荒谷土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字荒谷57番地
- 3 認可年月日  
令和3年5月6日

**山形県告示第445号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、荒谷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 武 田 英 一 | 天童市荒谷2451番地の16 |
| 同        | 武 田 巖   | 同 1 番地の 6      |
| 同        | 武 田 昭 信 | 同 90番地         |
| 同        | 鈴 木 光 広 | 同 176番地        |
| 同        | 村 形 幸 司 | 同 7909番地       |
| 同        | 佐 藤 隆   | 同 1973番地の100   |
| 同        | 村 形 啓 二 | 同 7946番地       |
| 同        | 今 田 勝 英 | 同 154番地の 1     |
| 同        | 佐 藤 邦 雄 | 同 57番地         |
| 監 事      | 黒 沼 広 政 | 同 1973番地の466   |
| 同        | 佐 藤 俊 一 | 同 177番地        |
| 同        | 佐 藤 勝 昭 | 同 82番地         |

**山形県告示第446号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、荒谷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 佐 藤 邦 雄 | 天童市荒谷57番地 |
| 同        | 牧 田 亮 一 | 同 147番地   |
| 同        | 村 形 徳 雄 | 同 7818番地  |
| 同        | 武 田 茂   | 同 3 番地    |

|     |           |                  |             |
|-----|-----------|------------------|-------------|
| 同   | 村 形 幸 司   | 同                | 7909番地      |
| 同   | 武 田 高 勇   | 同                | 68番地        |
| 同   | 武 田 真 太 郎 | 同                | 1973番地の1130 |
| 同   | 武 田 勝 一   | 同                | 1931番地      |
| 同   | 東 海 林 正 明 | 山形市東原町二丁目 8 番37号 |             |
| 監 事 | 佐 藤 善 晴   | 天童市田鶴町三丁目 5 番30号 |             |
| 同   | 村 形 勇 一   | 同                | 荒谷7945番地    |
| 同   | 小 沢 精     | 同                | 2443番地      |

**山形県告示第447号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び白鷹町において縦覧に供する。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第353号
- 2 指定の場所 西置賜郡白鷹町大字鮎貝四季の郷7341
- 3 道路の現況 幅員 7.40メートル  
延長 99.10メートル
- 4 指定年月日 令和3年5月7日

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、排水ポンプ車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁入札室（16階）
  - (2) 日時 令和3年6月24日（木） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 排水ポンプ車 2台
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和4年3月25日（金）
  - (4) 納入場所 天童市大字大町字西原1915番地 山形浄化センター
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当 電話番号023(630)2661

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年6月8日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月4日（金）午前11時までに山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Drainage pump car Quantity: 2
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 24, 2021
- (3) Contact point for the notice: Regional Sewer Management Section, Sewer Management Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2661

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立高等学校大型提示装置整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁高校教育課普通教育担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3026
- 3 落札者を決定した日 令和3年4月15日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形パナソニック株式会社 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 落札金額 98,787,670円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和3年3月5日

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

令和3年5月14日

山形県労働委員会  
会 長 山 上 朗

| 氏 名     | 現 職                          | 主 要 履 歴                                     | 委嘱年月日     |
|---------|------------------------------|---------------------------------------------|-----------|
| 山 上 朗   | 弁護士                          | 山形県弁護士会会長<br>労働委員会委員5期                      | 令和3年3月22日 |
| 村 山 永   | 弁護士                          | 山形県弁護士会会長<br>労働委員会委員3期                      | 同 上       |
| 阿 部 未 央 | 東北学院大学教授                     | 山形大学教授<br>労働委員会委員3期                         | 同 上       |
| 大 泉 享 子 | 社会福祉法人<br>山形県社会福祉事業団監事       | 山形県総合社会福祉基金理事長<br>労働委員会委員1期                 | 同 上       |
| 吉 原 元 子 | 山形大学准教授                      | 明治大学兼任講師                                    | 同 上       |
| 舘 内 悟   | 連合山形事務局長                     | 連合山形副事務局長<br>労働委員会委員3期                      | 同 上       |
| 伊 藤 幹 男 | 東北電力労働組合<br>山形県本部委員長         | 東北電力労働組合本部政策局長<br>労働委員会委員3期                 | 同 上       |
| 朝 倉 義 幸 | 電機連合西奥羽地方協議会・<br>山形地域協議会事務局長 | パナソニックアプライアンス<br>労働組合山形地区支部書記長<br>労働委員会委員1期 | 同 上       |

|        |                                              |                                         |          |
|--------|----------------------------------------------|-----------------------------------------|----------|
| 齋藤 奈緒子 | 連合山形女性委員会参与                                  | 山形県教職員組合女性部長<br>労働委員会委員1期               | 同上       |
| 渡部 貴之  | 自治労県本部副執行委員長（兼）<br>自治労山形県職員連合労働組合<br>中央執行委員長 | 自治労山形県職員連合労働組合<br>副中央執行委員長<br>労働委員会委員1期 | 同上       |
| 石堂 栄一  | 酒田商工会議所参与                                    | 酒田商工会議所専務理事<br>労働委員会委員4期                | 同上       |
| 丹 哲人   | 一般社団法人山形県経営者協会<br>専務理事                       | 株式会社山形新聞社メディア局長<br>労働委員会委員4期            | 同上       |
| 高橋 紀美子 | 株式会社秀電社代表取締役会長                               | 株式会社秀電社代表取締役社長<br>労働委員会委員3期             | 同上       |
| 石原 信義  | 山形パナソニック株式会社<br>取締役 執行役員<br>管理センター長（兼）総務部長   | 山形パナソニック株式会社<br>経営企画室長<br>労働委員会委員3期     | 同上       |
| 大風 亨   | 株式会社大風印刷代表取締役社長                              | 株式会社大風印刷監査役<br>労働委員会委員2期                | 同上       |
| 富樫 健治  | 山形県労働委員会事務局長                                 |                                         | 令和3年4月1日 |
| 関 信彦   | 山形県労働委員会事務局<br>審査調整課長                        |                                         | 同上       |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤     | 正      |
|-------------|-----------|-----|----|-------|--------|
| 令和 3. 3. 19 | 第189号     | 237 | 7  | 第19条」 | 、第19条」 |
| 同           | 同         | 同   | 同  | 第19条、 | 、第19条、 |
| 同           | 同         | 同   | 15 | 第19条」 | 、第19条」 |
| 同           | 同         | 同   | 同  | 第19条、 | 、第19条、 |